

## 事例7：合同プロジェクトの予期せぬ成果

産業技術の研究所に勤務するTさんは、入所以来一貫して原子力関連の研究に携わっている。このほどU社付属の技術センターとの合同プロジェクトに参画し、新技術の開発に成功した。U社は傘下に重機械から医療機器、食品など多様な分野の企業を抱えており、それに付属する技術センターの研究分野も多岐に渡っていた。

今回Tさんが参加したプロジェクトは医療分野をターゲットにしたもので、実用化されれば、放射線治療の進展に画期的な効果をもたらすことは間違いない。Tさんは、この成果を早速発表すべきだと思ったが、U社としては、現段階で公表する意思はないという。ともに開発を行ったU社研究員の話では、

「あくまで基礎研究の段階ですから、当面公表は見合わせるようにと、上層部から指示があったようです。もちろん、実用化の目途が立てば特許の申請もするでしょうし、そのときには開発者としてTさんの名前も連なることになると思いますよ」

ということだった。U社はさらに研究を続けるつもりのようなのだが、開発に携わったTさんとしては、今回の技術はすぐにでも実用化につながるものと確信している。そのことはU社の研究員たちとの共通認識であると思っていたのだが、なぜ特許の申請さえ先延ばしにしようとしているのだろうか。

釈然としない思いを抱えているうちに、U社の多様な事業内容からふと、軍事転用という言葉が浮かんできた。原子力に携わっている以上、常に自分の研究がその危険性をはらんでいることは事実なのだが、今回は医療という目的がはっきりしていたため、共同研究中に意識したことはほとんどなかった。だが改めて考えてみれば、今回開発した技術は軍事転用が容易なものである。もしU社が悪意を持ってそれを利用すれば、核技術の拡散につながる可能性は十分にある。そのような可能性はゼロと信じたいが、公表や特許の申請を先延ばしにするとともに、一抹の疑念を抱いてしまうことも事実である。

Tさんは、このような技術開発を行ったことを関係省庁に伝えたいと思ったが、実際問題としてそれは難しい。なぜなら、契約上守秘義務があるのは当然のことだし、Tさんが開発者の一員であるにせよ、この場合知的所有権はU社に属すからである。同様に、自分の口から上司に伝え、上司から関係省庁に連絡してもらうことも契約違反になるのは明白である。

こうなればU社の誠意を信じるしかない。そう割り切って、本来所属する研究所に戻った現在も、軍事転用などあるはずがないという考えと、やはり公表すべきではという迷いを交錯させたまま毎日を過ごしているTさんであった。